

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成28年7月7日

【会社名】 株式会社クワザワ

【英訳名】 KUWAZAWA Trading Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 桑 澤 嘉 英

【本店の所在の場所】 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

【電話番号】 011 - 864 - 1111

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 三 田 久 郎

【最寄りの連絡場所】 011 - 864 - 1112

【電話番号】 011 - 864 - 1112

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 三 田 久 郎

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)
株式会社クワザワ東京本部
(東京都千代田区神田紺屋町7番地 神田システムビル8階)
上記の株式会社クワザワ東京本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額79,466,810円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月30日

剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 100,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

経営の意思決定と業務執行の分離による経営の効率化を図るため執行役員制度を導入することに伴い、以下の変更を行うものです。

意思決定の迅速化を図るため、第19条記載の取締役員数を縮減するものです。

役付取締役に関して、副社長、専務および常務は執行役員としての役位とするため、第22条の記載を変更するものです。

取締役会にて執行役員を選任し得る旨を明確化するため、条文を新設するものです。

上記の変更に伴い、章および条数の変更を行うものです。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1条～第18条 (条文省略) | 第1条～第18条 (現行どおり) |
| (員数) | (員数) |
| 第19条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。 | 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 |
| 第20条～第21条 (条文省略) | 第20条～第21条 (現行どおり) |
| (代表取締役および役付取締役) | (代表取締役および役付取締役) |
| 第22条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 <u>専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> | 第22条 (第1項現行どおり) 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。 |
| 第23条～第29条 (条文省略) | 第23条～第29条 (現行どおり) |
| (新設) | 第5章 執行役員 |
| (新設) | (執行役員) |
| | 第30条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。</u> |

| | |
|---|--|
| <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第40条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第45条～第47条 (条文省略)</p> | <p>— 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員規程に基づくものとする。</p> <p>第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第41条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 会 計 監 査 人</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 計 算</p> <p>第46条～第48条 (現行どおり)</p> |
|---|--|

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

監査役として、坂井邦與および杉森一博の両氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成割合) |
|------------------------|------------|------------|------------|-------|-----------------|
| 第 1 号議案 剰余金の処分の件 | 65,460 | 5 | 0 | (注) 1 | 可決 (99.9%) |
| 第 2 号議案 定款一部変更の件 | 65,370 | 95 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.8%) |
| 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件 | | | | | |
| 坂 井 邦 與 | 65,369 | 96 | 0 | (注) 3 | 可決 (99.8%) |
| 杉 森 一 博 | 65,369 | 96 | 0 | | 可決 (99.8%) |

- (注) 1. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当社が行った上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令に基づく委任状勧誘による委任状の受任者を含む当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。